

Social Insurance & Labor Consultant Personnel management Center & Jinjiken inc. News

SPC JINJIKEN NEWS

60 歳以上の労災 4 万人超、9 年連続の増加に (5/31)



厚生労働省の 30 日の発表によると、昨年の労働災害で死傷した 60 歳以上の人は、前年比 952 人増の 4 万 654 人（うち死者 299 人）で、9 年連続過去最多を更新した。労働者全体の死傷者数（13 万 5,718 人）に占める割合は、30.0%だった。

カスハラ対策義務化 改正法成立 (6/5)

改正労働施策総合推進法などが 4 日、参院本会議で可決、成立した。今後、厚生労働省が指針を作成し 1 年半以内に施行される。企業にカスハラへの対応方針の明確化や相談窓口の設置などを義務付け、取引先など他の会社の従業員にカスハラを起こさないための研修などは努力義務とした。附則には改正法で対象に含まれないフリーランスの保護について、今後検討することが明記された。

改正公益通報者保護法が成立 (6/5)

改正公益通報者保護法が 4 日、参院本会議で可決、成立した。内部告発をしたことを理由に解雇や懲戒処分にした法人と処分を決めた担当者に対する、刑事罰が導入される。また、民事で通報後 1 年以内に行った解雇や懲戒処分と通報との関係が争われた場合、関係がないことの立証責任を使用者側に課す。公布から 1 年半以内に施行される。

デジタル給与 初年度登録口座 1.7 万件 (6/7)

厚生労働省は 6 日、2024 年度末時点のデジタル給与払いの登録口座が 1 万 7,210 件だったと明らかにした。

2023 年 4 月のデジタル払い解禁後、2024 年 9 月に支払いが始まった。2025 年 3 月の月間利用額は、約 1 億 3,000 万円。

障害年金の不支給割合が 13.0% (6/12)

厚生労働省は 11 日、2024 年度における障害年金の不支給割合が 13.0%（前年度比 4.6 ポイント増）に上ったとの調査結果を公表した。精神障害の不支給割合が 12.1%（前年度比 5.7 ポイント増）と特に増えており、今後、昨年度以降の不支給事案を点検し、必要な場合は改めて支給決定する。

男女平等度 日本は 118 位 (6/12)

世界経済フォーラム（WEF）は 12 日、世界 148 カ国の男女平等度を順位付けした 2025 年版「男女格差（ジェンダー・ギャップ）報告」を発表した。政治、経済、教育、健康の 4 分野で男女間の格差を分析、数値化するもので、日本は昨年版と同順位の 118 位、主要 7 カ国（G7）の中で最下位であった。女性官僚の減少や女性管理職の少なさなどが低迷の要因となった。

外国人の国保滞納防止へ システム改修 (6/13)

政府は、外国人の国民健康保険の納付状況を把握できるよう、システムを改修する。骨太の方針に盛り込まれ、26 年度に自治体独自の国保システムの標準化に着手し、27 年度にも滞納情報を在留資格審査に活用して、更新を不許可にするといった対策をとる。

年金制度改革法案が成立 (6/13)

年金制度改革法案が 13 日、参議院本会議で可決、成立した。被用者保険の適用拡大、在職老齢年金制度の見直し、遺族年金の見直し等が講じられる。基礎年金の底上げ策は、2029 年公表予定の年金財政検証の結果を踏まえ、実施を判断する。

iDeCo の加入年齢 70 歳未満までに上げ (6/14)

個人型確定拠出年金 (iDeCo) の加入上限年齢が引き上げられる。現在は第 1 号被保険者と第 3 号被保険者は原則 60 歳まで、第 2 号被保険者は 65 歳未満とされているが、改正後は一律 70 歳未満とし、老後資産の形成を促進する。施行は、改正法の公布から 3 年以内。

フリーランス法違反で初勧告 (6/18)

公正取引委員会は 17 日、小学館と光文社がフリーのライターやカメラマンに対して報酬額や支払期を示していなかったとして、フリーランス保護法に基づき再発防止とともに、今回対象となったものの以外にも同様の問題が起きていないかの調査および必要な措置を講じることが勧告した。同法施行後、初の勧告となる。口約束での発注や刊行日基準の報酬支払いが出版業界の慣行になっている可能性があり、後日、業界団体に対して法令順守の周知を要請する。また法施行後、アニメーション業界やゲームソフトウェア業界などで 54 件の違反や違反のおそれが確認されており、フリーランスとの取引が多いとみられる業種への調査を集中的に進めるとしている。

特定技能の賃上げ連携 製造業の人材管理団体設立 (6/25)

鉄鋼・電機・繊維など製造業の主要な 30 団体は、外国人労働者の受入れ拡大のため、新たな団体「一般社団法人・工業製品製造技能人材機構 (JAIM)」を設立し、25 日、経済産業省

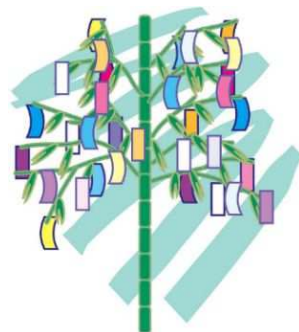
が特定技能外国人受入事業実施法人として登録した。傘下に入る計 7,000 社に対し、特定技能外国人の賃金を毎年、大企業は 3 %、中小企業は 1.5 % 引き上げることを義務付け、未達が続く改善がみられない企業は除名され特定技能外国人の受入れができなくなる。

公取委が荷主に注意を呼びかけ (6/26)

公正取引委員会は 24 日、令和 6 年度における荷主と物流事業者との取引に関する調査結果および優越的地位の濫用事案の処理状況を公表した。「不当な給付内容の変更及びやり直し」、「代金の支払遅延」、「買いたたき」など優越的地位の濫用につながるおそれのある行為として 747 件が報告され、その半数で「荷待ち」があった。調査対象の荷主 30,000 名のうち 100 名には立入り調査が実施され、書面による注意喚起が行われた荷主は 646 名だった。

精神疾患での労災 6 年連続過去最多に (6/26)

精神疾患を発症して労災認定された人が昨年度 1,055 人 (前年度比 172 人増) に上り、6 年連続で過去最多を更新したと、25 日、厚生労働省が公表した。原因別では「上司からのパワハラ」が最も多く (224 人)、「仕事内容・仕事量の大きな変化」(119 人)、「カスハラ」(108 人)、「セクハラ」(105 人) と続いた。中でも「カスハラ」は前年度から倍増した。



施行済みの
改正

令和7年6月から職場における熱中症対策を強化

「労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和7年厚生労働省令第57号）」により、労働安全衛生規則612条の2が新設され、令和7年6月1日から施行されました。これは、職場における熱中症対策を強化するものです。厚生労働省のリーフレットで、その概要を確認しておきましょう。

……………職場における熱中症対策を強化 厚労省のリーフレット（抜粋）……………



★夏場に屋外で作業を行う場合は、ほぼ、対象となることが想像できます。上記のリーフレットのほか、もう少し詳しい内容を説明したパンフレットも公表されていますので、確認しておきたいところです。お声掛けいただければ、ご用意いたします。なお、改正により新設された労働安全衛生規則612条の2は、労働安

個々の事業者に対し、措置義務が課されます。この労働安全衛生法22条には、罰則が設けられており、同条の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとされています（同法119条1号）。

決定済み・
施行待ちの改

「令和7年度税制改正（基礎控除の見直し等関係）Q & A（令和7年5月）」

これまでもお伝えしてきましたが、令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。この改正について、国税庁から、「令和7年度税制改正（基礎控除の見直し等関係）Q & A（令和7年5月30日）」が公表されました。ここでは、そのQ & Aの一つを紹介します。

……………令和7年度税制改正（基礎控除の見直し等関係）Q & A（令和7年5月30日）／Q & A 4－1……………

Q 令和7年12月に行う年末調整での税額計算において注意する点を教えてください。

A 注意する点は以下のとおりです。

- ① 「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されました。令和7年12月に年末調整の計算をする際には、改正後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」を使用してください。

（注）改正後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」は、国税庁ホームページに令和7年8月末頃に掲載する「令和7年分年末調整のしかた」に掲載予定です。

- ② 基礎控除額が改正されましたので、従業員から提出を受けた基礎控除申告書を基に、基礎控除額を控除してください。



（次ページへ続く）

③ 特定親族特別控除が創設されましたので、従業員から提出を受けた特定親族特別控除申告書を基に、特定親族特別控除額を控除してください。

④ 本年分の毎月の徴収税額の合計額が年調年税額よりも多いときには、その差額（過納額）は、その過納となった人に還付します。

過納額が生じた場合には、その過納額を年末調整を行った月分（通常は本年 12 月分。納期の特例の承認を受けている場合には、本年 7 月から 12 月までの分）として納付する源泉徴収税額から差し引き、過納となった人に還付しますが、年末調整を行った月分の徴収税額のみで還付しきれないときは、その後に納付する源泉徴収税額から差し引き順次還付します。（以下、省略）



★この Q & A により、令和 7 年度税制改正による年末調整の変更点などについて、国税庁の現時点における見解を知ることができますので、早めに確認しておくようにしましょう。必要であれば、お声掛けください。Q & A のリンクなどを紹介させていただきます。

重要改正 要チェック

被用者保険の適用拡大、在職老齢年金の見直しなどを盛り込んだ 年金制度改革法が成立しました

令和 7 年 6 月 13 日、年金制度改革法（正式名称は「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」）が可決・成立しました。その全体像を確認してみましょう。

……………令和 7 年通常国会に提出された年金制度改革法の全体像……………

<主な改正項目>

I 公的年金制度の見直し

- | | |
|----------------|-------------------------------|
| 1 被用者保険の適用拡大等 | 4 厚生年金保険等の標準報酬月額の上限の段階的な引上げ |
| 2 在職老齢年金制度の見直し | 5 将来の基礎年金の給付水準の底上げ←衆議院で、附則に追加 |
| 3 遺族年金の見直し | |

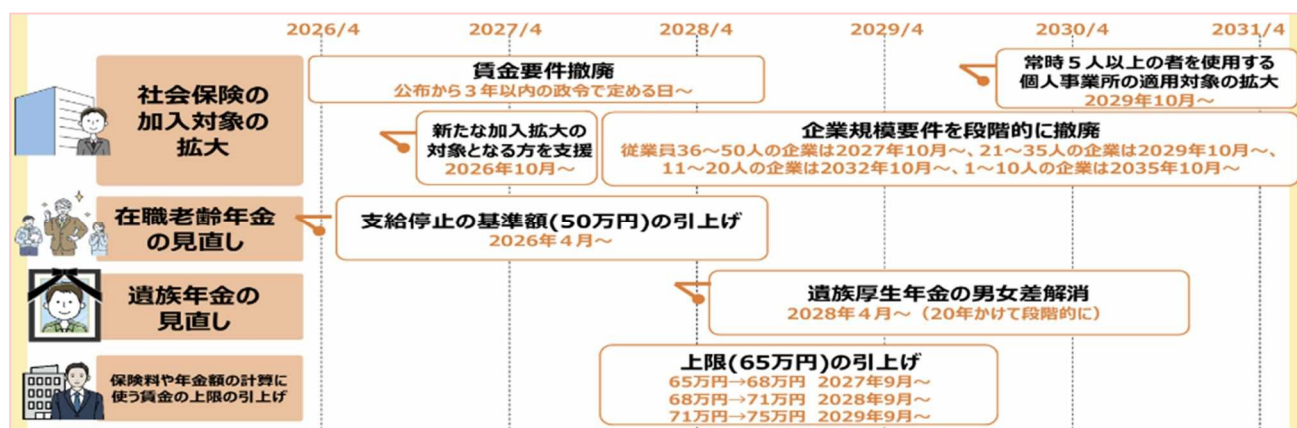
II 私的年金制度の見直し

- 個人型確定拠出年金の加入可能年齢の上限の引き上げ
- 企業年金の運用の見える化

III その他

子に係る加算額の引上げなど

<主な改正規定の施行期日（厚労省のHPより）>



★年金の受給権者・被保険者はもちろん、適用事業所（企業）にも影響を及ぼす改正規定が含まれており、非常に重要な改正となっています。今後の動向に注目です。動きがありましたら、改めてお伝えします。